

# 公益社団法人日本薬剤師会共済部規程

昭和26年 制定

昭和28年4月一部改正 昭和28年8月一部改正 昭和30年3月一部改正

昭和31年3月一部改正 昭和33年2月一部改正 昭和43年2月一部改正

昭和44年2月一部改正 昭和45年7月一部改正 昭和48年10月一部改正

昭和50年2月一部改正 昭和51年3月一部改正 昭和55年9月一部改正

昭和56年5月一部改正 昭和57年5月一部改正 昭和58年5月一部改正

平成23年10月一部改正 平成24年4月一部改正 平成25年5月一部改正

平成26年9月一部改正 平成27年9月一部改正

## (目的)

第1条 本共済部は公益社団法人日本薬剤師会（以下、「本会」という）の定款第4条第12項に基づき、会員の相互扶助を行うことを目的とする。

## (部員の範囲)

第2条 本共済部は本会の会員及び薬剤師会の職員であって、本規程の目的に賛同し、本共済部が承認したものを部員として組織する。

## (事務所)

第3条 本共済部の事務所を本会事務所に置く。

## (所管)

第4条 本共済部に係る業務は、本会総務部会計・厚生課において行う。

## (経費の支弁)

第5条 本共済部の経費は部費及びその他の収入を以て支弁する。

## (事業)

第6条 本共済部は第1条の目的を具現するため、部員の死亡又は火災罹災等の際に第14条の規定により弔慰金又は見舞金を贈呈する。

## (委員会)

第7条 本共済部の適正な運営を図るため、本会に共済委員会を置く。

2 共済委員会は委員長1名、副委員長1名、委員10名以内で組織する。委員は、本会会長が部員である理事中から委嘱する。委員長及び副委員長は本会会長が指名する。

3 共済委員会は本会会長の諮問事項について答申するほか、第8条4項に規定する評議員の意見並びに第14条に規定する見舞金額について審議する。

- 4 委員の任期はいずれも本会役員の任期に準ずる。

(評議員)

第8条 本共済部に評議員を置く。

- 2 評議員は都道府県薬剤師会（以下、「県薬」という）毎に1名とし、本共済部部員たる県薬会長（会長に支障ある場合は当該会長より指名推薦された部員）を本会会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員の任期は本会役員の任期に準ずる。
- 4 評議員は本共済部の運営について適宜意見を述べる事が出来る。

(支部)

第9条 本共済部は都道府県毎に支部を置く。

- 2 支部は、部員の加入脱退に関する事務、部費徴収の代行、部員の死亡、火災罹災、査定委員会の査定事項等の報告、弔慰金及び見舞金の伝達、その他の必要事項を行う。
- 3 支部に支部長を1名置く。
- 4 支部長には当該県薬評議員がこれにあたり、支部一切を執行する。
- 5 支部はその実情により、適当な支部役員を置く事が出来る。
- 6 支部役員の任期は支部長の任期に準ずる。

(査定委員)

第10条 本共済部は支部毎に査定委員若干名を置く。

- 2 査定委員は当該支部に所属する部員の死亡、火災罹災に関する状況の調査及び第14条の規定による査定を行い、県薬会長を通じ、直ちにこれを本会会長へ報告しなければならない。

(業務年度)

第11条 本共済部の業務年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(部員登録)

第12条 新たに本共済部に加入しようとする者は、所定の部員登録申込書に、第16条に定める部費1ヵ年分を添え所属支部を経由して申し込むものとする。

- 2 前項の登録申込書並びに部費が本共済部に到着した日を以て部員たるの資格を生じ、その年度の残存期間を有効とする。
- 3 本共済部に加入する者の口数は1口とする。
- 4 第1項の部員登録申込書の記載事項に変更があった場合は速やかに届出しなければならない。届出がない物件は第14条の対象とならない。

(加入継続)

第13条 加入を継続する部員は部費1ヵ年分を所属支部を経由して、毎年4月までに本会共済部に到着するよう納入することとする。

- 2 前項の部費を納入しなかった者は、脱退の申し出があったものとして加入の継続は出来ない。  
これ以降に加入を希望する者は、前条の新規加入部員に準ずる。

(弔慰金等)

第14条 部員に対する弔慰金、見舞金は次の通りとする。

(1) 弔慰金	部員死亡の際	金 50,000 円
(2) 配偶者弔慰金	配偶者の死亡の際	金 20,000 円
(3) 火災見舞金	登録申込書記載の対象物件全焼の際	金 100,000 円
(4) 風水害見舞金	登録申込書記載の対象物件の風水害被災の際	金 50,000 円まで

- 2 前項第3号において、火災原因が不正、天災の場合は贈呈しない。火災が全焼でない場合は、所属支部の報告に基づき共済委員会の審議を以てその見舞金額を決定する。
- 3 第1項第4号において、風水害の被災者に対しては、所属支部の査定委員会の報告に基づきその見舞金額を決定し贈呈する。但し見舞金額は1口につき最低 2,000 円以上最高 50,000 円までとする。見舞金額の決定は前項に準ずる。

(異議申立て)

第15条 前条の見舞金に対し部員は異議を申し立てることが出来ない。

(部費の額)

第16条 本共済部の部費は次の通りとする。

(1) 継続部員	1 ヶ年	2,000 円
(2) 新規加入部員	1 ヶ年	2,400 円

(継続部費の特例)

第17条 部員資格有効期間途中で弔慰金又は見舞金の贈呈を受けた部員は、その金額が1口に付き 20,000 円を超えた場合は、翌年度の継続部費を 2,400 円とする。

(補助金)

第18条 本共済部は、各支部に対し、その徴収した部費の20%を補助金として交付する。県薬の日薬会員（職員を含む）の3分の1以上加入の場合は25%とする。

(定めのない事項の処理)

第19条 本規程に定めのない事項は、本会理事会において議決処理するものとする。

(規程の変更)

第20条 本規程は本会理事会の議決を経なければ変更することが出来ない。

附則

第1条 本規程は平成27年9月8日より施行する。